



大手企業名を名乗る人から「あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら他の人に譲ってほしい」と電話があり承諾した。

後日、弁護士を名乗る人から「名義貸しは犯罪だ。解決金を払え」と脅された。

## 「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話にご注意！

### ここが重要 べニ！！



● 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を第三者に譲るために、名前を貸してほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。

- このような電話は詐欺の手口です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。電話に出ると、さまざまな人物が登場し、言葉巧みにお金を支払わせようとしてきます。不安に感じたら、話をうのみにせず、絶対にお金を支払わないでください。
- 留守番電話機能や発信者番号通知を活用して、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン<sup>い や や</sup>188もご利用ください

山形市公式LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です

